

ポイント還元事業と割賦販売法制の課題

～安全性と利便性を両立したキャッシュレス社会の実現に向けて～

経済産業委員会調査室 東田 慎平

《要旨》

我が国の2016年のキャッシュレス決済比率は19.9%と、国際的に見て低位とされる。その背景としては、我が国における現金の使い勝手の良さ等の社会情勢、実店舗等における端末・手数料等のコスト、消費者の各種不安等が挙げられる。

政府は、消費税率引上げの需要平準化対策として、「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施しており、総額7,000億円弱の予算が充てられることになっているが、事業が終了する2020年7月以降の消費低迷への懸念や、加盟店における手数料負担の問題等が今後の課題となる。

2020年の常会には、「割賦販売法の一部を改正する法律案」が提出される予定である。同法案では、2か月超の後払いを規制する包括信用購入あつせんについて、(1)10万円以下の少額の包括信用購入あつせんを行う事業者の登録制度の創設、(2)ビッグデータ・AI等を用いた新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度の創設、(3)セキュリティ対策強化のためクレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象を拡大する等の措置が規定されることが想定される。

割賦販売法制の見直しに当たっての主な論点としては、(1)「少額包括信用購入あつせん業者」の登録制度創設の意義と多重債務者対策、(2)指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務の在り方、(3)新たな与信審査における事前・事後チェックの運用とプライバシーの問題等が挙げられる。

1. はじめに¹

デジタル技術の進展・普及に伴い、世界各国において、キャッシュレス（物

¹ 本稿は2020年1月22日までの公開情報に基づいて執筆している。

理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態²）決済が拡大している。キャッシュレス決済には、現金処理コストの削減による事業者の生産性向上、消費者の支払いの利便性の向上、決済事業者に蓄積されるデータの利活用によるイノベーションの実現といったメリットがあると考えられる³。

他方で、我が国の2016年のキャッシュレス決済比率は19.9%⁴と、他国と比較して、キャッシュレス化が十分に進展していないとされる。政府は、2014年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014において、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る」とし、2018年4月に公表した『キャッシュレス・ビジョン』では、2025年の大阪・関西万博までにキャッシュレス決済比率を40%とする目標⁵を設定している。特に2018年秋以降は、QRコード決済を中心とした民間事業者が独自のポイント還元を大規模に行い、さらに政府も2019年10月から、消費税率引上げの需要平準化対策として「キャッシュレス・消費者還元事業」を行うなど、官民によるキャッシュレス決済普及に向けた取組が加速化している。

また、法制度面の対応としては、利用者が多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備すべく、クレジットカードを中心とする「包括信用購入あつせん」（2か月超の後払い）を規制する「割賦販売法」の見直しに向けた検討が政府内で進められており、2020年の常会に「割賦販売法の一部を改正する法律案」の提出が見込まれている。

本稿では、我が国におけるキャッシュレス決済の動向を「キャッシュレス・消費者還元事業」における課題とともに考察し、あわせて割賦販売法制の見直しの概略とその論点についても考察を加えることとしたい。

2. キャッシュレス決済の動向

本節では、我が国のキャッシュレス決済の現状について概観することとする。

まず、現在の我が国におけるキャッシュレス手段について、支払時期によって分類すると、図表1のように整理することができる。

² キャッシュレスに関する定義は様々であるが、本稿では経済産業省『キャッシュレス・ビジョン』（2018年4月）の定義による。

³ 政府にとっても、不透明な現金流通の抑止による税収向上のメリットがあると考えられる。

⁴ 一般社団法人キャッシュレス推進協議会『キャッシュレス・ロードマップ2019』（2019年4月）

⁵ 2017年6月に閣議決定された『未来投資戦略2017』におけるKPI（今後10年間に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする）を2年前倒している。

図表1 我が国のキャッシュレス手段の分類例

	前払い (プリペイド)	即時払い (リアルタイムペイ)	後払い (ポストペイ)
規制法	資金決済法	銀行法	割賦販売法
サービス例	電子マネー プリペイドカード ギフトカード	デビットカード	クレジットカード
	スマホ決済 (バーコード、QRコード、非接触 (NFC))		
支払方法	1回払い	1回払い	1回払い 分割払い ボーナス払い
限度額	入金額	預金口座残高	与信枠
利用における審査	原則なし	原則なし	あり
民間最終消費支出 に占める割合 (2018年)	1.8%	0.5%	21.9%

(出所) 各種資料を基に筆者作成

従来は、実店舗でプラスチックカードにより決済する方法がほとんどであり、我が国の特徴として、一人当たりのカードの保有枚数が7.7枚とシンガポールに次いで多くなっていること⁶、電子マネーの利用額は世界最大である一方で、デビットカードの利用率が低いことが挙げられてきた。

近年のEC（電子商取引）の普及に伴うインターネット上での決済や、いわゆる「スマホ決済」や「生体認証」の登場により、実店舗でも多様なサービスが提供されるようになってきている。「スマホ決済」や「生体認証」は単に認証手段であり、そのサービスと紐付いた決済手段は、前払い、即時払い、後払い等様々に選択することが可能となっている場合も多い。また、交通系のICカードに「オートチャージ機能」が付与されるといったような、前払いと即時払いや後払いが組み合わせられ提供されるサービスの普及も進んでいる。

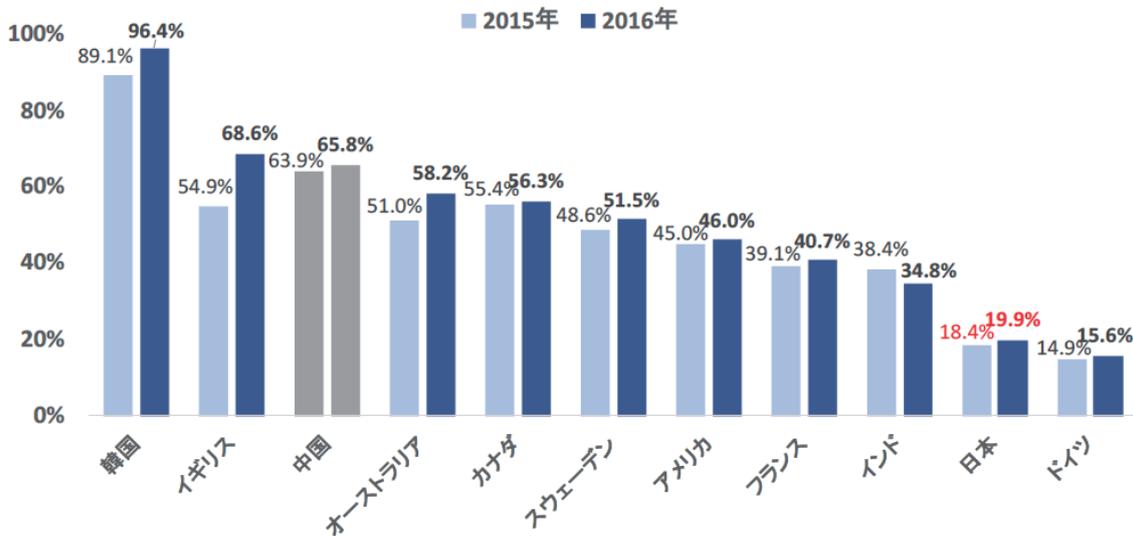
図表1のように、現行、業態別の法体系となっていることについては、新規参入者等による柔軟なサービスの障害となっているとの指摘⁷があり、2019年6月に閣議決定された『成長戦略実行計画』では、「決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成する」こととされており、4. で詳しく述べる「割賦販売法制の見直し」に関する議論の端緒ともなっている。

次に、一般的に「低い」とされる我が国のキャッシュレス決済比率についての国際比較は、図表2のとおりとなる。

⁶ 経済産業省『キャッシュレス・ビジョン』（2018年4月）。なお、クレジットカードに限っても、2019年3月末時点の、成人一人当たりの保有枚数は、2.7枚と推計（一般社団法人日本クレジットカード協会）されており、国際的に見て多い。

⁷ 例えば、一般社団法人Fintech協会『Fintechに関する規制上の論点』（未来投資会議 産官協議会「FinTech/キャッシュレス化」会合資料）（2018年11月）

図表2 各国のキャッシュレス決済比率の状況



(注) 国際決済銀行 (B I S) が公表している年次報告書の電子マネー決済額及びカード決済額の和を分子とし、これを世界銀行が公表している国の家計最終消費支出で割って算出した比率をキャッシュレス決済比率としている。なお、中国に関しては、統計が異なるため、参考値となっている。
(出所) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会『キャッシュレス・ロードマップ2019』(2019年4月)

図表2で用いるキャッシュレス決済比率については、留意点がいくつか存在する⁸とされるが、我が国が相対的に低位であり、特に同じ東アジアの中韓に大きな後れをとっている⁹ことが分かる。この点は、国際競争力の観点だけでなく、訪日外国人の約半数を占める¹⁰中国人、韓国人の日本国内での消費を促す意味でも、キャッシュレス対応が必要となることを示している。また、2015年と2016年の数値を比較すると、キャッシュレス決済比率の高い国の方が伸び率も高い傾向にあることから、まずは官民が経済的・社会的インセンティブを付与することにより、一定程度までキャッシュレス決済比率を引き上げていく取組には意義があるだろう。他方で、米国の一部の自治体では、クレジットカード等を持たない低所得者を排除しかねないとの懸念から、現金払いを残すよう義務付

⁸ 代表的なものとしては、日本国内では、銀行口座間の電子送金取引が普及しており、キャッシュレス決済比率の分子に含めるべきとの意見があり、N I R A総研は、2018年の消費額全体に占めるキャッシュレス決済比率について、銀行口座間の送金や新しいフィンテックサービスなどの決済も含め、51.8%との推計を行っている (N I R A総合研究開発機構『N I R A総研キャッシュレス決済実態調査』(2018年9月))。

⁹ 『キャッシュレス・ビジョン』によると、特に韓国は1997年の東南アジア通貨危機の影響を受け、その打開策として政府主導によるクレジットカード利用促進策を実施し、年間クレジットカード利用額の20%の所得控除(上限30万円)、宝くじの権利付与、店舗でのクレジットカード取扱義務付け(年商240万円以上の店舗が対象)が行われた。

¹⁰ 日本政府観光局 (J N T O) 『国籍/目的別訪日外客数』(2018年)

ける法律が制定されており、キャッシュレス決済比率が高まった場合の弊害も指摘されている¹¹。なお、国の成長戦略のKPIとなっているキャッシュレス決済比率¹²は、2018年時点で24.1%となっている。

次に、我が国において、キャッシュレス支払が普及しにくい背景について、経済産業省の『キャッシュレス・ビジョン』の記載をまとめると図表3のとおりとなる。

図表3 日本でキャッシュレス支払が普及しにくい背景

<p>【社会情勢】</p> <p>(1) 盗難の少なさや、現金を落としても返ってくると言われる「治安の良さ」</p> <p>(2) きれいな紙幣と偽札の流通が少なく、「現金に対する高い信頼」</p> <p>(3) 店舗等の「POS（レジ）の処理が高速かつ正確」であり、店頭での現金取扱いの煩雑さが少ない</p> <p>(4) ATMの利便性が高く「現金の入手が容易」</p>
<p>【実店舗等】</p> <p>(1) 端末導入コスト 一般的に支払手段で分かれる「支払端末」の導入にコストが発生 端末設置のスペースコストや回線引込の負担も発生</p> <p>(2) 現金と比較した場合のコストの高さ 現金支払では発生しないキャッシュレス支払手段利用にかかるコスト（手数料）</p> <p>(3) オペレーション負担 紙の売上票（利用控え）等を手交するためのオペレーション負担が発生</p> <p>(4) 支払後の資金化までのタイムラグ 現金支払では即時に資金化できるが、一般的にクレジットカード支払では、資金化までに半月～1か月程度のタイムラグが発生</p>
<p>【消費者】</p> <p>(1) キャッシュレス支払に対応していない実店舗等の存在</p> <p>(2) キャッシュレス支払にまつわる各種不安（使いすぎ、セキュリティ、自己決定権や知られない権利の侵害、年齢層）</p>
<p>【支払サービス事業者】</p> <p>(1) 現状の支払サービス事業者（クレジットカード会社、銀行、電子マネー事業会社等）におけるコスト負担</p> <p>(2) 世界的にも稀有なマルチアクワイアリング（一つの加盟店に対して複数のアクワイアラー（加盟店契約を行う会社）が存在する）環境</p>

（出所）経済産業省『キャッシュレス・ビジョン』より抜粋

これによると、現金の使い勝手の良さという社会情勢、実店舗等における端末・手数料等のコスト、消費者の各種不安等、背景は様々考えられるが、実店舗等における「コスト」面の負担、特に業界平均3.24%とも言われる加盟店手

¹¹ 『日本経済新聞』（2019.4.4）

¹² 内閣府が公表している民間最終消費支出に占める、クレジットカード・デビットカード・電子マネーでの支払額の比率で算出している。

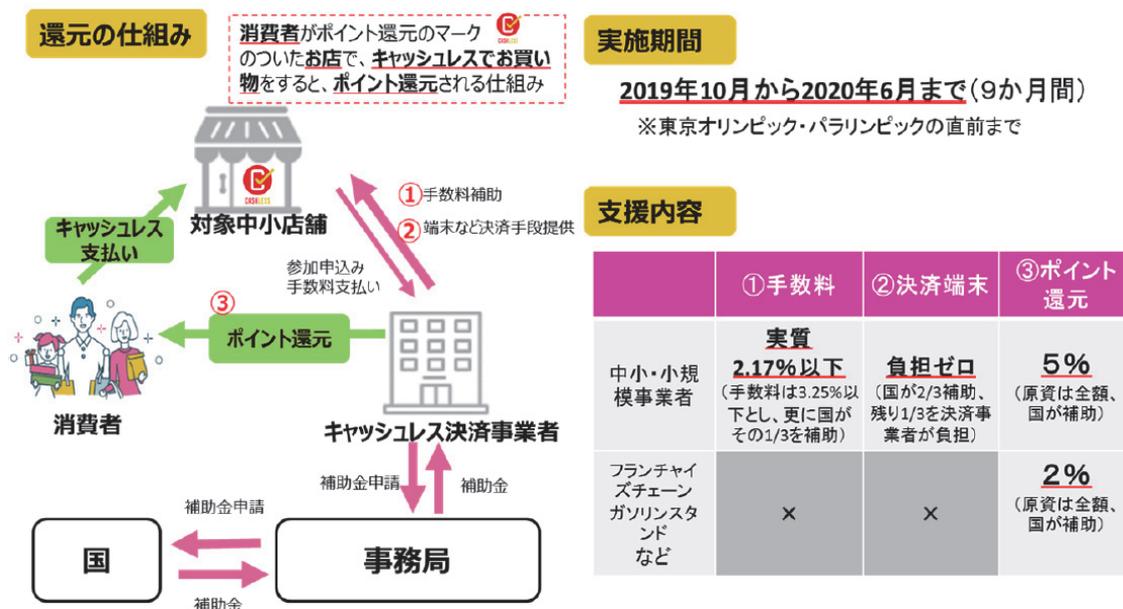
数料¹³がボトルネックとなっており、次節で紹介する「キャッシュレス・消費者還元事業」の支援内容につながっているものと考えられる。

3. キャッシュレス・消費者還元事業

(1) キャッシュレス・消費者還元事業の概要

2019年10月から2020年6月まで実施することとされている政府の「キャッシュレス・消費者還元事業」(以下「ポイント還元事業」という。)は、一般の中小・小規模事業者については、①加盟店手数料率3.25%以下への引下げを条件とし、国がその1/3を補助、②中小企業の負担ゼロで端末導入(1/3を決済事業者、2/3を国が補助)、③消費者がキャッシュレス決済手段を用いて支払いを行った場合に、5%ポイント等還元を行うものである。また、フランチャイズ等の場合は消費者に2%ポイント等還元されるが、①②の補助は行われない。

図表4 キャッシュレス・消費者還元事業の概略



(出所) 経済産業省資料

¹³ 未来投資会議 産官協議会「FinTech／キャッシュレス化」会合資料(2018年10月)。なお、「複雑すぎる業界構造キャッシュレス普及を阻む“決済マフィア”」『日経ビジネス』(2019.11.18)によると、加盟店手数料は韓国で2%前後、中国のアリペイやウィーチャットペイは1%未満、米国でも1~3%程度と、日本は割高となっており、その高さの理由としては、国際ブランド、イシュー、アクワイアラー、更にはネットワーク事業者といった「多くの関係事業者が加盟店から得た手数料を分け合う複雑な構造に起因している」とされる。また、海外は『リボルディング払いが主流で、手数料以外の収入がある』(経営コンサルタントの山本正行氏) ことに加え、現地の銀行が一部門として運営していることが大きい」とも指摘されている。

ポイント還元事業は、消費税率引上げに伴う対応として、2019年度及び2020年度予算の臨時・特別の措置として実施することとされている。2019年度当初予算では、2,798億円が計上されており、経済産業省によると、うち消費者還元には1,786億円、端末・手数料補助に329億円、事務費に683億円を充てることとされていた。このうち消費者還元分を単純に計算すると、1日平均で約9.8億円が消費者に還元されると見込まれていたことになるが、実際には、2019年10月1日から12月9日までの70日間で約1,050億円、1日平均約15億円が還元される事象となっている。そのため、政府は、同事業を切れ目なく実施できるよう、2019年度補正予算において1,497億円を追加で計上している。また2020年度予算では、2,703億円が計上され、ポイント還元事業には7,000億円近い予算が費やされる見込みとなっている。次に、同事業の登録状況と利用状況は図表5のとおりである。

図表5 キャッシュレス・消費者還元事業の登録状況と利用状況

①各区分ごとの加盟店登録数の推移

	10月1日	11月1日	12月1日	12月21日	1月11日	1月21日
中小・小規模事業者	約41万店	約54万店	約75万店	約84万店	約85万店	約88万店
フランチャイズチェーン	約3.6万店	約4.1万店	約4.8万店	約5.0万店	約5.0万店	約5.0万店
コンビニ	約5.0万店	約5.3万店	約5.4万店	約5.4万店	約5.4万店	約5.4万店

②対象決済金額・対象決済回数に占める各決済手段の内訳(12月2日時点)

	クレジットカード	QRコード	その他電子マネー等
対象決済金額	約1.4兆円(約61%)	約0.2兆円(約7%)	約0.7兆円(約32%)
対象決済回数	約2.9億回(約28%)	約1.4億回(約14%)	約5.9億回(約58%)
決済単価	約4,800円	約1,400円	約1,200円

③決済金額別の決済回数の割合(12月2日時点)

500円未満	500円～999円	1000円～2999円	3000円～4999円	5000円以上
約3.7億回(約36%)	約2.5億回(約24%)	約2.6億回(約25%)	約0.7億回(約7%)	約0.8億回(約8%)

(注) ②③は、経済産業省が2020年1月10日に公表した資料に基づいており、本文に記載した「対象決済金額」とは時点が異なる。なお、機械的に試算した概数であり、今後変更の可能性はある。

(出所) 経済産業省資料より筆者作成

経済産業省によると、ポイント還元事業の対象となり得る中小、個人事業者の店舗は全国200万店あるとされる。2020年1月21日時点の登録加盟店数¹⁴は、約98万店となっており、このうち、5%還元対象の中小・小規模事業者(個店)の登録数が約88万店(約90%)、2%還元対象のフランチャイズチェーン(コン

¹⁴ 同日時点の加盟店登録申請数は約102万店となっている。なお、2020年4月末まで登録申請受付が行われる予定。

コンビニ以外)の登録数が約5.0万店(約5%)、コンビニの登録数が約5.4万店(約5%)となっている。また、人口一人当たりの加盟店登録数を都道府県別で見ると、石川、東京、京都、福井の順で大きく、東京以外の関東が下位を占め、加盟店数(店舗/千人)は、最上位の石川の11.5に対し最下位の埼玉は4.8と、都道府県によって大きく差がついている¹⁵。

2019年10月1日から12月9日までの対象決済金額は約2.6兆円、還元額は約1,050億円で、このうち5%還元対象の中小・小規模事業者(個店)の還元額は約880億円(約84%)、2%還元対象のフランチャイズチェーン(コンビニ以外)の還元額は約40億円(約4%)、コンビニの還元額は約130億円(約12%)となっており、店舗の登録数や還元割合に比してコンビニでの還元が多くなっている。また、決済手段別の構成比を決済金額ベースで見ると、クレジットカードが約62%、QRコードが約7%、電子マネーが約31%と、クレジットカードの割合が高いが、図表1の民間最終消費支出に占める割合を鑑みれば、本事業ではQRコード及び電子マネーが健闘していると言えよう。

(2) キャッシュレス・消費者還元事業の課題

ポイント還元事業の政策目的としては、①消費税率引上げの需要平準化対策であるとともに、②中小・小規模事業者支援及び③キャッシュレス決済の普及推進の3点があり、制度設計の段階から、事業内容が複雑化し矛盾しているとの指摘がなされてきた。実際に事業が開始されると、政府の当初の想定よりも還元額が上振れしているため、キャッシュレス決済の普及推進という観点からは望ましい一方で、需要平準化対策としては、事業終了に伴う消費の下振れが懸念されることになる。

また、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が実施した調査によると、ポイント還元事業参加店舗の約7割強が、同事業をきっかけに、キャッシュレスを始めた又は支払手段を増やしたと回答しており、同事業が中小・小規模事業者のキャッシュレス決済環境整備の一助となったことはうかがえる。一方で、同事業の参加による売上確保の効果について、「あまり効果がなかった」、「効果がなかった」とする割合が約6割に上っており、中小・小規模事業者において

¹⁵ この点については、「西日本の多くの地域で、外国人観光客を誘致する取り組みが進んでいることや、少しでもお得に買い物をしたいという節約意識の高さが影響しているとみられる」との分析がある(『産経新聞電子版』(2019.10.6))。また、本事業は原則中小店舗が対象となるため、経産省は「大型店が多い都市部で利用が広がらなかった可能性がある」と分析しているという(『読売新聞』(2020.1.22))。

キャッシュレス決済が定着するかは不透明である。特に、利益率の低い中小・小規模事業者¹⁶にとって、事業終了後は実質2.17%以下に抑えられている決済手数料¹⁷の負担が重くのしかかることから、売上げへの効果が見込めないのであれば、せつかく導入したキャッシュレス決済をやめるとの判断にもなりかねない。加盟店手数料については、脚注13に示したような我が国のクレジットカード業界の収益構造の複雑性に起因している問題でもあり、一朝一夕で解決するものではなく、データの利活用等を始めとした従来のビジネスモデルの転換も含めた対応も必要となってくるだろう。当面は、現状安価である、QRコード決済事業者等の加盟店手数料が持続可能かどうか¹⁸によって、我が国のキャッシュレス決済の進展が左右されてくるかもしれない。

このほか、消費額の多い高所得者の方がより多く還元を受けるため逆進性があるのではないか、地域によって利用できる店舗が限定される等の格差があるのではないか、コンビニの還元額が多くなっており小売業種間の競争をゆがめているのではないか、大手スーパーがポイント還元事業の対象となっている中小のスーパーと価格競争を行っておりデフレを加速させているのではないか、ポイント還元事業の対象となるために減資をして中小企業となった企業があると思われる本末転倒ではないか、消費税の複数税率制度の導入と相まって割引率や還元方法が複雑ではないか等のほか、対象となる加盟店登録の遅れや対象店舗検索アプリの不備等の事務局の不手際等、本事業に対する批判的な指摘は、枚挙にいとまがない。

消費税率の引上げにより歳入を増やした上で、その影響への対応として7,000億円近くの巨額の国費が投入される事業であり、不正対策も含めて適正な実施が求められるとともに、需要平準化対策としての効果の検証や、事業終了後にもキャッシュレス決済環境が着実に維持・向上されるような取組が求められる。

¹⁶ 2017年度の中小的小売業（法人）の売上高営業利益率は、約1.44%（中小企業庁『中小企業実態基本調査』）。

¹⁷ 決済事業者は、本事業期間中の手数料を3.25%以下に引き下げることと、期間終了後の手数料の扱いについて事前に公表することが義務付けられており、半数以上の決済事業者が、事業期間終了後も手数料率を継続するとされている（第200回国会参議院経済産業委員会会議録第2号12頁（2019.11.14））。

¹⁸ 近年、QRコード決済事業者が乱立し、各事業者による赤字覚悟の囲い込み競争が激化しているが、2019年11月にはヤフーを傘下に持つZホールディングス（ZHD）とLINEの経営統合の合意が発表されるなど、今後は、決済アプリを軸に多様なサービスを提供する「スーパーアプリ」化に向けた動きが活発になると思われる。寡占化による弊害の懸念がある一方で、中国のスーパーアプリは、決済手数料で収益を上げるのではなくサービス全体で稼ぐビジネスモデルとされており、我が国においてどのように発展していくかが注目される。

4. 割賦販売法制の見直しの経緯と概要

2018年11月に、政府¹⁹は『経済政策の方向性に関する中間整理』を取りまとめ、Society5.0の実現に向け、「誰でもどこでもキャッシュレス」を目指すとし「個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、新規事業者の参入を促進する」ことや、「多くの消費者や中小企業・小規模事業者が広く、簡単に、かつ低コストでキャッシュレス決済を利用できるようにするため、手数料の引下げや端末導入支援、民間が提供するキャッシュレス決済手段の選択肢の多様化などの環境整備を図る」ことが示された。

そうした中で、割賦販売法制の在り方については、2019年2月より、経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会（以下「割賦販売小委員会」という。）において検討が開始され、同年5月には中間整理が取りまとめられて、同年6月に閣議決定された『成長戦略実行計画』において、「割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する」こととされた。これらを踏まえ、同年12月に、割賦販売小委員会の最終報告書である『当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～』（以下「割賦販売小委員会報告書」という。）が取りまとめられた。以下、本節では、割賦販売小委員会報告書の概要を示す。

（1）リスクベース・アプローチの導入（「少額包括信用購入あつせん（仮称）」の新設）

割賦販売法では、キャッシュレス決済において今なお主な支払手段であるクレジットカード取引について、「包括信用購入あつせん」として規制している。同法における包括信用購入あつせんは、2か月以上の後払い（リボ払いを含む。）を対象とし、我が国のクレジットカード取引の約9割を占める翌月一括払い（マンスリークリア）は除外されている²⁰ものの、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービス（極度額は数十万円）を想定した重い規制が一律に課されてきた（図表6）。

¹⁹ 未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議及び規制改革推進会議の合同会議。

²⁰ マンスリークリアは、「二月払購入あつせん」として定義されるが、書面交付義務、登録制等の規制の対象外である。

図表6 包括信用購入あつせんにかかる規制の概要

条文	規制項目	概要
第30条	取引条件の表示義務	書面交付(支払の回数、手数料率、支払総額算定例、極度額等)
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止	年収、債務の支払状況、生活維持費等を調査
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務	債務の支払状況等の確認を義務付け
第30条の2の3	書面交付義務	書面交付(支払総額、回数、延滞時の損害賠償の内容等)
第31条	登録	業として営むには登録が必要
第33条の2	資本金額(登録拒否要件)	2,000万円以上
第33条の2	体制整備(登録拒否要件)	公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制の整備
第30条の4	抗弁の接続	4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)
第30条の5の2	苦情処理	苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理	漏洩防止等、クレカ番号等の適切な管理のために必要な措置
その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務		

(出所) 経済産業省資料

他方で、決済分野において FinTech 企業の事業展開が拡大しており、特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクのサービスなど、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが拡大している。例えば、業界最大のネットプロテクションズの「NP後払い」は4万以上の通販サイトで利用でき、与信審査後に商品が発送され、商品と請求書が届いた後、コンビニや銀行で支払うサービスである²¹。同様に、「Paidy²²」も、インターネットで購入した商品が到着した後にコンビニ等で代金を支払うサービスで、「クレジットカードだと使いすぎる」、「商品を確認してから払いたい」との希望を持つ若い女性の支持が集まっているとされる²³。また、メルカリ傘下のメルペイが行っている「メルペイスマート払い」は、加盟店での商品購入代金を翌月にまとめて支払うことができるサービスであり、2020年初頭には、分割払いを導入するとしている²⁴。これらのサービスは、比較的安価な商品・サービスの決済に用いられ、利用者の購買行動等を基にAIを使った与信審査を行っていると言われる。

²¹ 『日本経済新聞』(2019.10.12)

²² Paidy社による同サービスは、基本的にメールアドレスと携帯電話番号を入力するだけで利用できる。2020年1月、悪意ある者がフリマアプリで取得した情報を不正に使い、加盟店サイトで「Paidy」決済を利用して、詐欺行為を行った事案が発生し、一部サービスが停止された。

²³ 『日経産業新聞』(2019.12.3)

²⁴ 『日経産業新聞』(2019.9.19)

こうした少額・低リスクの後払いサービスについて、割賦販売小委員会報告書では、少額（極度額10万円以下）の2か月超又はリボ払いの後払いサービスであって、ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理が行われているものについて、これを行おうとする事業者を「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」と位置づけ、「一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う『リスクベース・アプローチ』の考え方を導入する」とされている。具体的には、純資産要件を見直す²⁵とともに、資本金要件（現行法では、2,000万円）を課さないこととされた。また、契約解除の催告期間について、20日から短縮（例えば7日～8日）するとともに、催告書面の電子化を進めることとされた（後述）。さらに、非法律事項ではあるが、取引条件の表示義務の柔軟化²⁶や社内体制整備の見直し²⁷も行っているとされている（図表7）。

図表7 「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」の概要

「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」 ・少額（極度額10万円以下）の2か月超又はリボ払いの後払いサービス ・ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理
(1)登録基準（登録拒否要件）の合理化 ・純資産要件（現行：（資産－負債）≥資本金又は出資額×百分の九十） ⇒登録時に（資産－負債）が負の値でないかつ ①登録時にグループ全体で現行基準を満たす又は ②事業開始から例えば5年以内に現行基準を満たす又は ③事業開始から例えば5年以内に一定額以上の純資産を保有する ・資本金要件（現行：2,000万円以上）⇒要件として課さない ・技術・データを用いた適正な与信審査手法・体制の整備を求める
(2)契約解除の催告期間(20日)の短縮・催告書面の電子化
(3)＜非法律事項＞取引条件の表示の方法・社内体制整備

（出所）経済産業省資料を基に筆者作成

（2）技術・データを活用した与信審査（性能規定の導入）

現行の割賦販売法における支払可能見込額調査では、調査事項、調査方法（指定信用情報機関の信用情報の使用義務等）及び算定方法が一律に規定され

²⁵ 現行法では、「資産－負債≥資本金又は出資額×百分の九十」を満たすことを求めているが、割賦販売小委員会報告書では、「登録時に（資産－負債）が負の値でないこと、かつ、①登録時にグループ全体で現行基準を満たす、②事業開始から例えば5年以内に現行基準を満たす、又は③事業開始から例えば5年以内に一定額以上（例えば、1,000万円以上）の純資産を保有することを許容する」としている。

²⁶ 例えば、具体的算定例や特約について、URL表示による記載を認めるとされている。

²⁷ 例えば、必置とされる「営業部門とは独立した監査部署」に代わる監査方法を認めることや、認定割賦販売協会が主催する研修の受講方法を柔軟化（e-learning等）するとされている。

ている（図表8）。

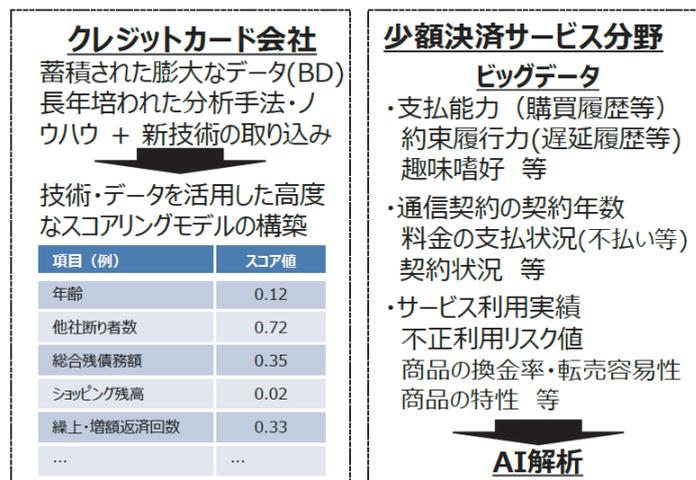
図表8 現行の与信審査規制（包括支払可能見込額調査）の概要

利用限度額 > 包括支払可能見込額 × 90/100 ⇒ カード等の交付・付与、極度額の増額の禁止 包括支払可能見込額 = 年収（+預貯金） - クレジット債務 - 生活維持費 ※ 上記調査に際し、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務
使用が義務づけられている情報 ・ クレジット債務の支払状況 ・ 基礎特定信用情報・支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務 ・ 1年間に支払いが見込まれる額 ・ 支払遅延の有無等 ・ その他支払能力に関する情報

（出所）経済産業省資料を基に筆者作成

一方、クレジットカード会社では、法定の支払可能見込額調査とは別途、技術・ノウハウを活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もあるとされる。また、上述のとおり、少額決済分野でも、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった膨大な種類・量のデータについて、AI等により精緻に解析した与信審査が可能となっているとされる（図表9）。

図表9 技術・データを活用した新たな与信審査手法の出現



（出所）経済産業省資料

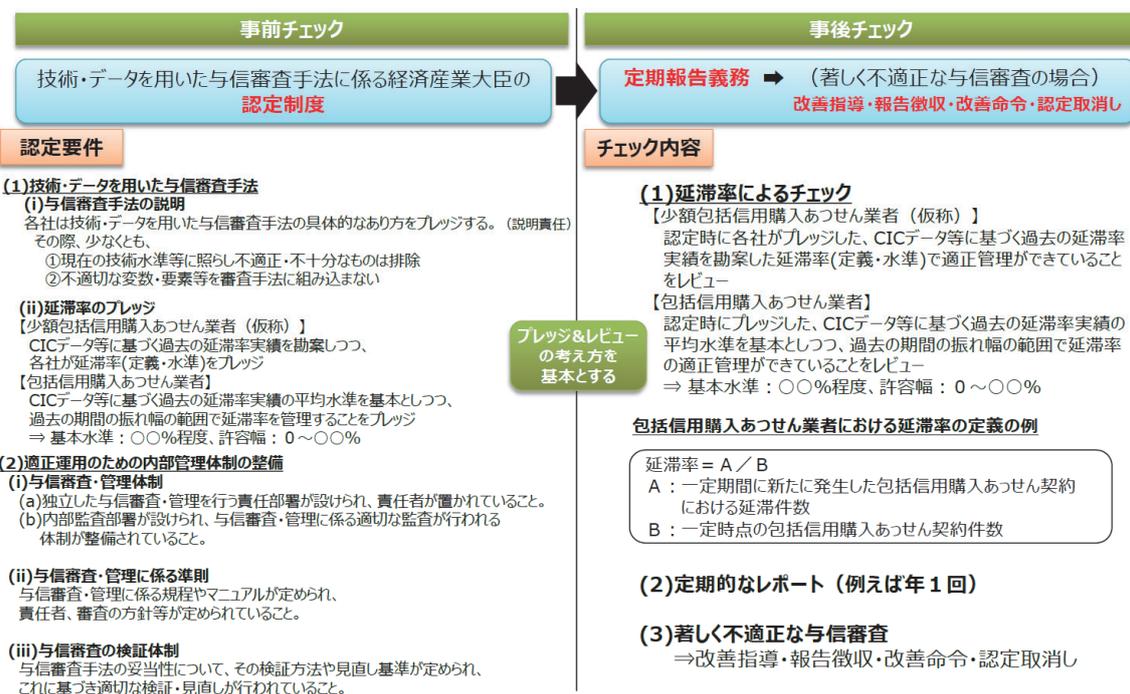
こうした中で、割賦販売小委員会報告書では、過剰与信を防止するための与信審査における手法について、法令においては必要とする性能のみを定めその

実現手段・方法については問わないとする「性能規定」の考え方を導入し、技術革新を適切に取り込んでいくための柔軟な規制の枠組みとすべきであるとされている。具体的には、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるべきであるとし、その導入に当たっては、「プレッジ・アンド・レビュー²⁸」の考え方を基本に、事前・事後チェックを行うとされた。

事前チェックとしては、技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の認定制度を設け、事業者は、与信審査手法と延滞率についてプレッジを行うとともに、与信審査・管理体制、与信審査管理に係る準則、与信審査の検証体制の3つの観点から体制が整備されていることを確認するとされている。

事後チェックとしては、プレッジした延滞率によるチェック、定期的なレポート、著しく不適正な与信審査の場合の行政上の措置によるとされている（図表10）。

図表10 事前チェック・事後チェックの枠組み



(出所) 経済産業省資料

²⁸ プレッジ（誓約）し、取組状況などをレビュー（評価）すること。温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み「パリ協定」においては、削減・抑制目標については、達成義務を設けず、努力目標とされているが、進捗状況に関する情報を定期的に提供し、専門家によるレビューを受けることが定められており、これを「プレッジ&レビュー方式」と呼んでいる。

なお、指定信用情報機関の信用情報の使用義務及び登録義務について、中間整理では、使用義務については課さない、また、登録義務についても少額・低リスクサービスについては課しないとされていたが、消費者委員会から多重債務防止等の観点から「慎重に検討すべきである」とされた²⁹こと、指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーにおいて運用・システムの改善の方策が示されたこと等を踏まえ、いずれも引き続き課すこととなった。ただし、使用義務については、その後の実態を踏まえ、段階的に見直すことを検討するとされている。

(3) QRコード決済事業者等のセキュリティ対策

上述のとおり、コード決済事業者等、新たに決済サービスに携わる事業者が出現しているが、2018年12月のPayPayにおけるクレジットカード不正登録・利用事案³⁰、2019年7月のセブン・ペイにおける第三者からの不正アクセス事案³¹等が発生しており、セキュリティ対策を講じる必要性が生じている。

現行法では、クレジットカード番号等取扱業者（イシュア（カード会社）、アクワイアラー（加盟店契約会社）及び加盟店）は、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている（クレジットカード番号等の適切管理義務）。また、クレジットカード番号等取扱業者からクレジット番号等の取扱いの受託を受けた者は、委託元から必要な指導等を受けることになっている（間接的な義務）。さらに、クレジットカード番号等取扱業者として登録を受けた³²決済代行業者（P S P）又はコード決済事業者もクレジットカード番号等の適切管理義務が課せられている。したがって、受託契約関係や登録の有無により、決済代行業者（P S P）、コード決済事業者、ECモール事業者、決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者の中には、クレジットカード番号等の適切管理義務が課されない場合がある。

割賦販売小委員会報告書では、これらの事業者は、カード番号を漏えいすれ

²⁹ 消費者委員会『産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間整理についての意見』（2019年8月）

³⁰ 流出していたカード情報を元にPayPayにクレジットカードが登録され、不正利用された。

³¹ 流出ID・パスワードによりアプリ内で不正ログインが行われ、アプリと端末との紐付け管理がなされていなかったため、登録されているクレジットカードを用いてチャージを行い、商品が購入された。

³² 加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者は登録する必要がある。

ば、大規模な情報漏えい事件につながることを懸念されること等から、クレジットカード番号等の適切管理義務を課すこととされた。

(4) 書面交付の電子化

現行法では、包括信用購入あつせん業者は、クレジットカード等の交付時、クレジットカード利用時、リボ払い債務請求前に、原則として書面交付が義務付けられており、電子メール等による方法を用いるためには、利用者の事前の承諾が必要となっている。近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及し、物理的な「クレジットカード」を発行せず、全てオンライン上で完結するサービスも現れる中で、事業者の書面の印刷や郵送等のコスト負担、利用者の利便性の観点から、書面交付義務の必要性が問われている。

割賦販売小委員会報告書では、「スマートフォン・パソコン完結型サービス³³」については、取引条件表示・書面交付、契約解除前等の催告書面、加盟店の情報提供に関し、完全電子化を図るとされている。また、それ以外の包括信用購入あつせん業者の書面交付義務については、原則「情報提供」(求めがあった場合には書面交付を行わなければならない)によることを認めるとともに、催告書面については、原則「書面交付」とした上で、利用者が承諾した場合には、電子メール等の方法によることができることとされている(図表11)。

図表11 書面交付の電子化に関する整理

	現行	⇒	見直し後	
			スマートフォン・パソコン完結型サービス	左記以外
包括信用購入あつせん業者	原則書面交付 (承諾あれば電子的手段可)		完全電子化	情報提供 (求めに応じ書面交付)
※催告書面	書面交付 (例外なし)		完全電子化	原則書面交付 (承諾あれば電子的手段可) ※今後更なる電子化を検討
加盟店	情報提供 (求めに応じ書面交付) ※平成28年改正		完全電子化	変更なし

(出所) 経済産業省資料を基に筆者作成

³³ 割賦販売小委員会報告書では、「(a) カード番号等の交付・付与時、(b) カード番号等の利用時及び(c) 債務請求時に、スマートフォン・パソコンのみによって行われているサービスを『スマートフォン・パソコン完結型サービス』とする」とされている。

こうした整理となったのは、特にデジタル・ディバイドの観点からであり、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」については、利用者は既に一定程度使いこなすことができると考えられることから「完全電子化」とされ、それ以外のサービスについては、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への配慮から、少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならないこととされている。また、催告書面については、利用者の法的な契約関係に影響するものであるため、特に重要との指摘もあり、原則「書面交付」として、更なる配慮がされている。

(5) 業務停止命令の新設

現行法では、「包括信用購入あつせん業者」に対する監督手段として、報告徴収・立入検査、改善命令、登録の取消し、刑事罰等が措置されているが、改善命令と登録の取消しとの間の監督手段がなく十分に実効的なものとはなっていないと考えられる。割賦販売小委員会報告書では、検査・監督を一層強化するため、「包括信用購入あつせん業者」、「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」に対する業務停止命令³⁴を新設することとされている。

5. 割賦販売法制の見直しに係る主な論点

割賦販売小委員会報告書は、テクノロジーや決済分野における新たなビジネス展開が急速に進む中で、4. で述べた措置について「迅速に行うことが求められる」としており、具体的な立法化の作業を経て、2020年の常会に「割賦販売法の一部を改正する法律案」の提出が予定されている。以下では、割賦販売小委員会での審議や報告書等を踏まえ、主な論点について考察する。

(1) 「少額包括信用購入あつせん業者」の登録制度創設の意義と多重債務者対策

「少額包括信用購入あつせん業者」という新たなカテゴリーを創設することの意義や効果は、どのように考えられるだろうか。このカテゴリーに該当する事業者は、これまで割賦販売法による規制の少ない「マンスリークリア」の分野で事業を行っていたものと考えられるが、法改正が行われれば、2か月以上の長期の与信が可能となる。こうした事業については、既存のクレジットカー

³⁴ 「個別信用購入あつせん業者」に対しては、既に業務停止命令が措置されている（割賦販売法第35条の3の32）。

ドを使いたくない又は使うことのできない層にリーチしてきた事業であり、雇用形態の多様化等が進む中で与信が受けづらくなっている若年層に目を向けたビジネスモデルは、新たな価値を生み出す可能性も指摘³⁵されている。また、こうした少額決済は、日常生活・趣味等に利用される商品・サービスに付随して行われる場合も多いとされることから、同決済サービスの利便性向上により、当該ビジネスの利用額や利用頻度の向上、機会損失の回避等による収益の拡大につながることも期待される。実店舗においても、取引金額が低額帯（数万円未満）の層においてクレジットカードによるキャッシュレス支払の受入れが十分に浸透していない状況とされることから、少額決済事業者による加盟店開拓が進めば、キャッシュレス環境の整備にもつながる。さらには、ベンチャー企業の参入や多様な業種による競争によって、イノベーションが創出され、また我が国のキャッシュレス決済普及の一番のボトルネックとなっている手数料の低減が進めば、国際競争力の向上にもつながりうる。

一方で懸念されるのは、少額であっても積み重なれば多額になり、多重債務に陥る危険性がある³⁶ことである。現行では、こうした少額決済事業者における貸倒率は低く抑えられているとされる³⁷が、今後、キャッシュレス決済比率が高まり、より簡単に後払いサービスが利用できる状況になっていくにつれて、多重債務の問題への懸念や発生も高まっていく可能性がある。割賦販売小委員会では、決済事業者が意図的に利用者の貸倒れを望むはずはないとの主張も多くなされていたが、そうであったとしても、今後のキャッシュレス決済の環境変化に対応し、多重債務問題が起こらないよう適正な与信審査の運用とテクノロジーによる更なる工夫を追求していく必要がある。また、行政はその動向をしっかりと注視し、その状況によっては、後払い決済の特徴とも言うべき信用供与の在り方について必要な見直しを行う必要性も出てくるかもしれない。

（２）指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務の在り方

今回の見直しに向けた割賦販売小委員会の審議で、最大の焦点となったとも

³⁵ 「ペイメント、消費者金融市場の変化を占う五つのキーワード」『月刊消費者信用』（2020.1）

³⁶ 日本弁護士連合会が裁判所の協力を得て実施している破産事件記録調査によれば、破産者のうち、負債額が100万円未満で破産に至った者の割合が、2002年は1.49%であったものが2017年には7.51%となり、顕著な増加傾向を示しているとし、「少額与信であれば多重債務に至るおそれが低いとは言いがたい」としている（日本弁護士連合会『クレジット過剰与信規制の緩和に反対する意見書』（2019年5月））。

³⁷ 例えば、「メルペイあと払い」は、2019年5月の利用者の実績で見た場合、99%のユーザーが支払い済で、未払い率は1%に収まっているという（「メルペイ オープンなパートナーシップと新しい「信用」の創造で進化を目指す」『月刊消費者信用』（2019.11））。

言える、指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務については、当面維持することで決着した。ビッグデータ・AI等の技術・データの活用により利用者の支払可能な能力を判断することが可能となっているとされる中で、特に使用義務を維持する必要性については、複数の委員から疑問の声が出された。割賦販売小委員会報告書や消費者委員会の意見にもあるとおり、改正法案の成立・施行後の与信実態をしっかりと注視し、技術・データを活用した与信審査の精度の検証を行う必要がある。その上で、必要性のない規制であることが明らかであれば当然見直すことが求められるが、その際、義務をなくした場合の影響についても十分考慮する必要があるだろう。例えば、使用義務が課されなくなった場合に、指定信用情報機関の存在価値が相対的に低下し存立が危ぶまれる事態になるかもしれない。そうした影響や与信に関する技術動向、更には指定信用情報機関の運用改善の状況も踏まえつつ、中立的かつ十分なデータに基づき、指定信用情報機関制度の在り方も含め、その時代にあった過剰与信防止のための方策の検討を行っていく必要があるだろう。

（３）新たな与信審査における事前・事後チェックの運用とプライバシー等の問題

今後の運用面で一番の課題となってくるのは、新たな与信審査における事前・事後チェックの体制だろう。図表10のとおりに枠組みは示されているものの、「延滞率は経済情勢によっても変わるので、どの水準をもって適正と判断するかは難しい」、「工業製品なら性能規定に合致しない製品は回収すれば被害が防げるかもしれないが、与信は巻き戻しができない。改善命令を受けてパラメータを変えたとしてもすぐに延滞率が下がるとは限らない」といった指摘³⁸もなされており、実際に適正な運用ができるかが大きな課題となる。そのためにも、監督当局の体制整備が重要となってくる。

実際の運用にあっては、延滞率は経済・社会情勢によっても変わりうるため、マクロの延滞率を公表し、誰もが確認・検証できる状況にしておく必要があるだろう。また、監督当局による事後チェックの際には、他の与信分野の動向についても十分留意する必要があるだろう。

さらに、消費者委員会の意見でも「AI等の技術・データの活用については、（中略）プライバシーの問題や不当な差別につながるおそれがあるという問題等の課題も有していると考えられる」と指摘されているとおり、新たな与信審

³⁸ 「与信規制を性能規定化し、少額包括信用購入あっせん業を創設」『月刊消費者信用』(2019. 12)

査において、どのようなデータがどのように活用されるのか、不安に思う消費者も多いであろう。割賦販売小委員会報告書では、「利用者が個人情報かどのように利用されているか明確に分かるよう、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法や信用分野における個人情報保護に関するガイドライン等に則り、取り扱う個人情報とその利用目的との関係を明らかにするなど、適切な取扱いを行っているかについてもチェックを行う必要があるとの意見もあり、運用に際しては、こうした観点も踏まえる必要がある」とされており、この点に関して、実際にどのような運用がなされるのか、特に注視する必要がある。

中国の Alibaba グループが展開する「芝麻信用」(ジーマ信用)は、クラウドコンピューティングと機械学習、AIなどの先端技術によって個人や企業の信用状況に対して評価を行っており、クレジットカード、消費者金融、融資・リース、担保ローン、ホテル、不動産、レンタカー、旅行、結婚恋愛、学生サービス、公共事業などに信用調査サービスを提供している³⁹。芝麻信用による「信用の可視化」で、中国社会で不正防止やマナー向上といった変化が起きているが、一方で、プライバシー侵害や、スコアを高めるために手段を問わず行き過ぎた行動に出てしまう人も少なくないとされ、格差の固定化も懸念される。今回の割賦販売法の見直しにより、我が国においてこうした信用スコアビジネスはどのように進展するのか、特に脚注18で示した「スーパーアプリ」化が進み、利用者の選択の余地がなくなった場合には弊害も大きいと考えられ、こうした点も踏まえて、政府においてはその動向を注視し適時適切な対応が求められる。

(4) 書面交付義務の在り方

書面交付義務について、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」は、割賦販売法では例のない「完全電子化」を行うこととされた。まずは、昨今、多様な決済サービスが誕生している中で、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」について、対象の明確化を図る必要があるだろう。その上で、「完全電子化」による弊害が生じていないか、実態を把握し検証を行い、決済サービスの動向やデジタル・ディバイドの動向次第では、対象の拡大もあり得よう。なお、「催告書面」の完全電子化に当たっては、消費者が見落とした場合の不利益の大きさに鑑み、消費者に確実に伝わるような事業者の取組が求められる。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の包括信用購入あつせんについては、原則「情報提供」を許容することとされた。電子的通信手段であつ

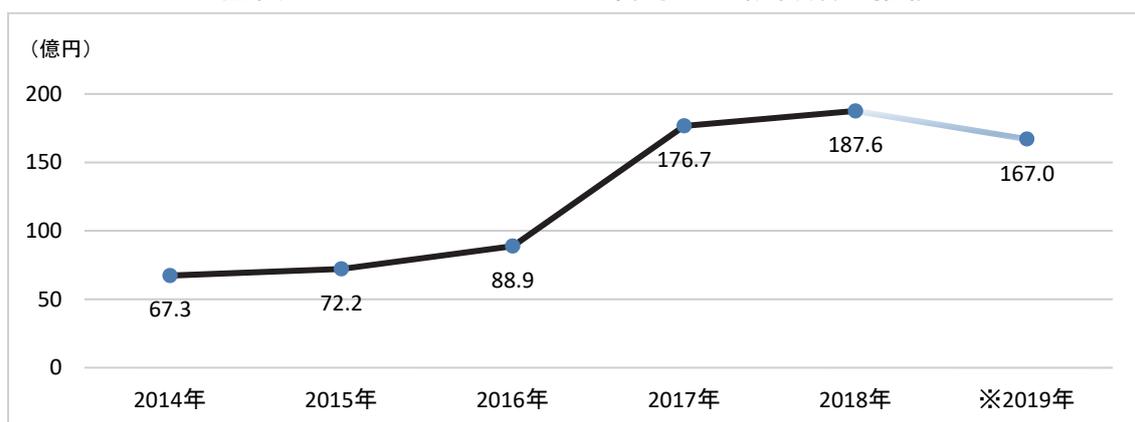
³⁹ 総務省『平成30年版情報通信白書』

でも書面であってもメール等の設定や紛失等により、消費者に情報が届かないリスクはある。割賦販売小委員会では、書面か電子かという伝達手段よりも、「プッシュ型」の情報提供が適正になされるかが重要との意見も出ていた。この点については、事業者は「プッシュ型」の情報提供について更なる工夫が求められるし、監督当局は「プッシュ型」の情報提供に関する実態を把握する必要がある。また、「プッシュ型」の情報提供がなされたとしても消費者が情報を確認しないことには様々な被害を防げないため、消費者意識の向上を図っていくことは必至であろう。

(5) セキュリティ対策の強化の必要性

割賦販売法の2016年改正（2018年6月施行）では、加盟店からのカード情報の漏えい事故及び不正使用被害の増加に伴い、加盟店にクレジットカード番号等の適切管理義務及び不正利用防止義務が課されることとなった。しかしながら、特にEC加盟店からのクレジットカード情報の流出は止まらず、2019年にインターネット通販サイトから流出したクレジットカード情報は34万件に上り、前年の2倍以上に急増したことが民間の調査で分かっている⁴⁰。また、一般社団法人日本クレジット協会の調査によると、クレジットカード番号盗用による不正利用額（図表12）は、2017年以降大きく増加し、高止まりを続けており、改正割賦販売法の効果が現れているとは言い難く、セキュリティ対策は、終わりが見えない課題となっているとも言える。

図表12 クレジットカード番号盗用被害額の推移



(注) 2019年は1～9月の数値

(出所) (一社) 日本クレジット協会資料より筆者作成

⁴⁰ 通販サイトの不正検知を手掛ける「かっこ株式会社」の調査(『東京新聞(夕)』(2019. 12. 28))。

消費者庁の調査⁴¹では、キャッシュレス決済利用に対する懸念について、61.4%の人が「個人情報流出や不正使用等の被害が発生するおそれがあること」を挙げており、昨今発生したようなコード決済事業者による事案がひとたび起こると、キャッシュレス社会の実現に向けた足かせともなりかねない。今回の見直しでは、セキュリティ対策として、コード決済事業者等にもクレジットカード番号等の適切管理義務を課すこととされており、時宜にかなった改正と言える。

多様な事業者が決済事業に参入している中で、手軽に使える決済システムによる利便性の向上が期待される一方で、各事業者においてデジタルガバナンスによる適正なセキュリティ体制の構築とのバランスが求められる。特にクレジットカードについては、不正利用の場合に補償がされるケースも多いため、その点において、現金を持ち歩くよりも安全とも言えるが、こうしたカードの不正利用額は、最終的には、年会費や手数料等として広く消費者が負担しているものである。安価で利便性の高いキャッシュレス社会の実現のためにも、実効的なセキュリティ対策の推進を進めることが不可欠と言えよう。

さらに脚注22のような不正利用事案については、新事業が普及していく過程において一定程度発生することはやむを得ないことかもしれないが、事業者においてはできる限り事前の防止策を講じるとともに、不正利用については事後的に万全の補償を行うことで消費者の安心を確保していく対応が求められる。現在、クレジットカード以外の各社においても、利用規約において不正利用に関する補償についての検討・整備が進められており、消費者の安心確保のための積極的な取組が期待される。あわせて、業界団体や行政においても同様の事案が発生しないように横展開を図っていく必要がある。

（6）決済横断法制に向けた検討

2020年の常会には、資金移動業の送金額の上限規制を撤廃する等を内容とする資金決済法の改正案が金融庁から提出される予定であり、金融庁と経済産業省のそれぞれが所管の枠内で決済分野の新規参入を促す制度改革を行おうとしている。これらは、割賦販売小委員会報告書の「おわりに」にもあるとおり、「今後も進化する決済環境を見据えた制度改革の第一歩」であり、多様な決済サービスの登場や国際競争が激化している中で、今般の見直し後は、金融庁と経済産業省が連携して、決済関連法制の横断化に向けた議論についてスピード

⁴¹ 消費者庁『キャッシュレス決済に関する意識調査結果』（2019.8.15）

感を持って進めていく必要がある。与信機能という特徴を有する割賦販売法は、決済法制の中でも厳しい規制となっている等の個別法ごとの経緯がある中で、国際競争の観点も踏まえつつ、いかに事業者にも利用者にもシームレスで分かりやすい法体系としていくのか、省庁間その他縦割りを打破し、省益にとられない検討が求められる。

6. おわりに

以上述べてきたように、キャッシュレス決済には、メリットもあればデメリットもあるが、経済のデジタル化に伴うキャッシュレス化の流れには逆らえないだろう。その比率が高まるにつれ、例えば災害時の対応であったり、個人データの不適切な利用であったり、経済的・社会的弱者が排除されてしまったりといった社会的リスクも高まることが想定される。いずれは現金拒否を始めとする完全なるキャッシュレス化が望ましいのかという議論にもなつてこよう。我が国として、利便性と安全性や負担のバランスを取りながら、どのようなキャッシュレス社会を目指していくのか、今後も割賦販売法等の制度的な対応も含め、不断の検討・見直しが求められる。

あわせて、誰もが安全・安心して利用でき、かつ便利で豊かな国民生活の向上に資する決済環境を構築するには、民間事業者によるたゆまぬ努力と同時に、広く消費者が「キャッシュレス決済」のリスクも含めて自ら理解を深める必要があり、政府はそのための実効的な消費者教育を始めとする啓発活動を行っていくことが肝要である。

【参考文献】

阿部高明『逐条解説 割賦販売法 第I巻』（2018年9月）

キャッシュレスの未来を考える会『キャッシュレス社会と通貨の未来』（2019年2月）

(内線75263)